

～このような悩み抱えていませんか？～



- 通院が困難で自宅でリハビリを受けたい
- 退院・退所後で自宅での生活に不安がある
- 家族だけでちゃんと介護できるのか心配

当事業所では...

身体機能・活動レベルに応じたリハビリテーションを実施します



利用者様の「したいこと・やりたいこと」をスタッフがサポートします。

○ 訪 問 リ ハ ビ リ 内 容 ○

* 関節の変形や筋力低下の予防・改善



* 身辺動作の訓練、介助方法の助言



- ☑ 日常生活の動作が行いやすくなる
- ☑ 関節や筋肉の痛みが軽減する、筋力低下が予防できる
- ☑ 自分で出来ることが増え、活動的になりご家族の負担も軽減

* 基本動作の訓練、介助方法の助言



* 福祉用具、住宅改修へのアドバイス



リハビリによって、上記のような改善が図れる可能性があります！！

より良い生活を過ごすために

ともに取り組んで行きましょう！



✧ご利用対象者✧

- ◆ 要支援（１・２）または要介護（１～５）認定されている方 ◆
※ 40～64歳までの方は、要介護状態となった原因が
特定疾病（16種類）に該当する場合
- ◆ 主治医から『訪問リハビリテーションが必要』と認められた方 ◆



訪問リハビリ利用開始までの流れ

STEP
1

相談



STEP
2

依頼



STEP
3

面談



STEP
4

契約・開始

ご本人・ご家族様から**担当ケアマネジャー様**にご相談していただきます。
ケアマネジャー様から、当院訪問リハビリ担当者へ依頼して頂きます。



当院を受診し、医師が訪問リハビリの実施を指示する【**指示書**】を作成します。
作成には当院への受診が必要となるため、受診日を調整します。

※ かかりつけ医療機関が当院ではない場合、利用希望者様のかかりつけ
医療機関主治医の診療情報提供書が必要となります。



担当者が利用希望者様（またはそのご家族様）と面談をします。
現在の身体状況などを確認し、今後のリハビリ目標を設定します。



介護保険サービス内容を検討するなど、利用希望者様のご希望に沿ったケアプランを作成し、リハビリ開始日を決定いたします。

書類等に署名し、契約を結び後、訪問リハビリ開始となります。



Q

よくあるご質問

Q.介護認定を受けるためにはどうすればいいのか？

A.お住いの市区町村の窓口で要介護認定の申請が必要になります。
申請後は市区町村の職員などから訪問を受け、聞き取り調査
(認定調査)が行われます。
その後、介護認定審査会にて要介護度を決定します。



ご利用料金

○介護保険利用時の基本料金

訪問リハビリテーション料(要介護)	1回(20分) ※6回を限度/週	308単位
訪問リハビリテーション料(要支援)	1回(20分) ※6回を限度/週	298単位
サービス提供体制強化加算	1回	6単位
短期集中リハビリテーション料 実施加算(2日以上/1週間) ※退院・退所日から3ヶ月以内	1日	200単位
当事業所の医師が診察を行わなかった場合の減算	1回	-50単位

○料金モデル

Aさん(要介護保険認定、1割負担)が1日40分(2回分)の訪問リハビリを週2回受けた場合の料金

1ヶ月 5,109円 (1割負担の場合)



○料金モデル詳細

1日	◆訪問リハビリテーション料(2回分) ◆サービス提供体制強化加算(2回分)	616単位 12単位 計628単位
----	--	-------------------------

1ヶ月	◆616単位 × 8回 ◆12単位 × 8回	4928単位 96単位 計5024単位
-----	---------------------------	---------------------------

1割負担	5024単位 × 10.17(渋川市地域区分) = 51,094.08円 1割負担の場合 > 5,109円
------	--

※訪問リハビリテーション料とサービス提供体制強化加算は、勤続年数3年以上のリハビリ専門スタッフが在籍している場合の単位を示しています。
 ※利用者の合計取得単位によって、利用料金が異なります。
 ※上記の料金は、利用回数、加算を含んだ総単位数に地域区分(渋川市：10.17)を乗じて算出しています。
 ※請求の際には、端数計算の処理上、金額の違いが若干生じる場合がありますのでご了承ください。



お問い合わせ・お申し込み

○受付

渋川伊香保分院訪問リハビリテーション

○連絡先

・担当者携帯 080-7436-1700

担当：小柳

・分院TEL 0279-30-3111

・分院FAX 0279-30-3118

○利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後6時まで

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

○リハビリ時間

40分(上限3回/週) 60分(上限2回/週)

※1週間に120分が上限

○訪問リハビリ専任医の診察日

月、火、水、木

※木曜日は16時30分まで

○訪問地域

渋川市内・前橋市、吉岡町、榛東村の一部

※この他の市町村にお住まいの方は 別途ご相談ください

医療法人 石井会 渋川伊香保分院 訪問リハビリテーション
(介護保険を使った自宅でのリハビリ)

